

水道料金一覧表

区分 団体名	給水人口 (人) R5.3.31	料金体系		基本水量 基本料金 13mm基準		従量料							
		用途別	口径別	m ³	円	第1段		第2段		第3段		第4段	
						超～以下	円	超～以下	円	超～以下	円	超～以下	円
千葉市	45,334	○	○	0	380	0～10	57	10～20	150	20～40	244	40～100	326
銚子市	55,184	○	○	8	930	8～20	155	20～100	195	100～300	255	300～1,000	315
松戸市	80,187	○	○	10	1,001	10～20	176	20～30	264	30～50	297	50～80	363
野田市	149,071	○	○	10	1,480	10～20	105	20～40	180	40～100	265	100～	325
成田市	79,609	○	○	0	462.0	0～10	62.7	10～20	165	20～40	268.4	40～100	358.6
(旧成田市の区域)	76,475	○	○	10	1,991.0	10～30	199.1	30～100	220	100～	231		
(旧下総町の区域)	1,978	○	○	0	352.0	0～	198						
(旧大栄町の区域)	1,156	○	○	0	557	0～10	88	10～20	138	20～30	180	30～70	230
佐倉市	162,401	○	○	10	2,100	10～	210						
旭市	56,663	○	○	0	583.0	0～10	44.00	10～30	107.80	30～50	161.70	50～100	215.60
習志野市	110,659	○	○	0	460	0～10	60	10～20	100	20～30	155	30～50	210
柏市	410,137	○	○	8	1,700	8～20	220	20～50	310	50～500	390	500～	450
勝浦市	15,657	○	○	0	380	0～10	57	10～20	150	20～40	244	40～100	326
市原市	43,325	○	○	5	1,056.0	5～10	15.4	10～20	154	20～50	220	50～	341
流山市	208,589	○	○	0	600	0～10	60	10～20	100	20～30	155	30～50	240
八千代市	203,084	○	○	5	979	5～10	24.2	10～20	159.5	20～30	207.9	30～40	260.7
我孫子市	122,676	○	○	8	1,661	8～20	242	20～40	275	40～	330		
鴨川市	30,941	○	○	0	330	0～20	99	20～50	159.5	50～100	264	100～	341
四街道市	95,983	○	○	0	671	0～10	141	10～20	189	20～50	251	50～	377
八街市	35,814	○	○	0	1,000	0～10	120	10～20	140	20～40	180	40～100	320
印西市	18,057	○	○	2か月	847.0	0～10	113.85	10～20	189.75	20～40	303.6	40～100	417.45
白井市	19,656	○	○	10	2,068	10～30	209	30～50	220	50～100	264	100～500	308
富里市	39,765	○	○	0	810.7	0～8	94.6	8～20	210.1	20～40	265.1	40～100	314.6
南房総市	25,876	○	○	8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
香取市	55,855	○	○	8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
(旧佐原市の区域)	25,701	○	○	8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
(旧小見川広域水道(企)の区域)	27,408	○	○	8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
(旧栗源町の区域)	2,746	○	○	8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
山武市	7,735	○	○	0	320	0～	180						
いすみ市	35,261	○	○	10	1,870	10～	209						
酒々井町	19,177	○	○	0	770	0～10	104.5	10～20	148.5	20～30	203.5	30～50	242
神崎町	4,832	○	○	10	2,200	10～30	220	30～100	231	100～	242		
多古町	13,051	○	○	10	1,800	10～20	180	20～40	190	40～100	200	100～	210
東庄町	11,194	○	○	10	2,310	10～	231						
大多喜町	7,542	○	○	8	1,650	8～20	235	20～50	265	50～100	320	100～500	350
御宿町	6,897	○	○	2か月の	4,200	20～	210						
鋸南町	6,936	○	○	8	1,724	8～20	223	20～	337				
三芳水道(企)	51,215	○	○	0	737	0～8	86	8～20	191	20～40	241	40～100	286
長門川水道(企)	17,916	○	○	0	660	0～10	143	11～20	198	21～30	220	31～40	242
八匠水道(企)	38,642	○	○	10	2,060	10～	206						
山武郡市広域水道(企)	151,283	○	○	8	1,510	8～15	190	15～30	215	30～100	235	100～	250
長生郡市広域市町村圏組合	139,098	○	○	8	1,360	8～15	175	15～30	200	30～50	250	50～	280
かずさ水道広域連合企業団	318,348	○	○	2か月の	1,980	0～20	104.5	20～60	225.5	60～100	286	100～300	363
(木更津市の区域)	136,029	○	○	2か月の	1,980	0～20	132	20～40	225.5	40～60	257.4	60～100	369.6
(君津市の区域)	79,302	○	○	2か月の	2,750	0～20	88	20～60	264	60～120	374	120～220	440
(富津市の区域)	39,080	○	○	2か月の	1,265	0～20	141.9	20～40	174.9	40～60	224.4	60～100	261.8
(袖ヶ浦市の区域)	63,937	○	○	0	380	0～10	57	10～20	150	20～40	244	40～100	326
千葉県企業局	3,072,430	○	○	0	380	0～10	57	10～20	150	20～40	244	40～100	326

※消費税の転嫁方法欄

- 料金表の中に消費税を含む場合(内税) …………… 内
- 料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) ……… 外
- その他の場合 …………… 他

金 (円/m ³)						メーター 使用料		家庭用1ヶ月当たり(円) (メーター使用料、消費税含む)			現 行 料 金 適 用 年 月 (消費税転嫁のみ による料金改定)	加 入 金 口 径 13mm		消費税の 転嫁方法	料金徴収時期	
第 5 段	第 6 段	第 7 段	超~以下	円	円	mm	円	10m ² 使用	15m ² 使用	20m ² 使用		千円	経理条		毎 月	隔 月
100 ~ 500	404	500 ~	441					1,040	1,870	2,690	H8.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
1,000 ~	355							1,364	2,216	3,069	H8.4.1 (R1.10.1)	98	3	外	○	○
80 ~ 200	407	200 ~	451					1,001	1,881	2,761	H8.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
								1,628	2,205	2,783	H21.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
100 ~ 500	444.4	500 ~ 1,000	485.1	1,000 ~	484			1,089	1,914	2,739	R1.10.1 (R1.10.1)	165	3	内		○
								1,991	2,986	3,982	R1.10.1 (R1.10.1)	132	3	内		○
								2,332	3,322	4,312	R1.10.1 (R1.10.1)	148.5	3	内		○
70 ~	270							1,580	2,339	3,098	R4.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○
								2,310	3,465	4,620	H30.10.1 (R1.10.1)	100	4	外	○	○
100 ~ 500	271.70	500 ~ 1,000	326.70	1,000 ~	380.60			1,023	1,562	2,101	H17.6.1 (R1.10.1)	110	4	内	○	○
50 ~ 100	280	100 ~	370					1,166	1,716	2,266	H18.4.1 (R1.10.1)	82	4	外		○
						13	80	2,442	3,652	4,862	R4.4.1 (R1.10.1)	86.90	4	外		○
100 ~ 500	404	500 ~	441					1,040	1,870	2,690	H8.6.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
								1,133	1,903	2,673	H27.4.1 (R1.10.1)	132	4	内		○
50 ~ 100	290	100 ~	330					1,320	1,870	2,420	R1.10.1	100	3	外		○
40 ~ 50	317.9	50 ~ 100	380.6	100 ~	445.5			1,100	1,897	2,695	R3.12.21 (R1.10.1)	110	3	内	○	○
								2,145	3,355	4,565	H17.2.11 (R1.10.1)	130.9	3	内		○
								1,320	1,815	2,310	H14.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
								2,080	3,020	3,970	H16.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ~ 500	400	500 ~	440					2,420	3,190	3,960	H13.8.1 (R1.10.1)	200	3	外		○
100 ~ 500	440	500 ~	484					1,986	2,935	3,884	R2.4.1 (R1.10.1)	165	3	内		○
500 ~	341							2,068	3,113	4,158	H9.4.1 (R1.10.1)	165	3	内		○
100 ~ 500	360.8	500 ~	437.8					1,987	3,038	4,088	H30.4.1 (R1.10.1)	82.5	4	内		○
								2,310	3,520	4,730	H20.10.1 (R1.10.1)	100	3	外	○	○
								2,310	3,520	4,730	H20.10.1 (R1.10.1)	100	3	外	○	○
								2,310	3,520	4,730	H22.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○
								2,332	3,322	4,312	H10.12.14 (R1.10.1)	165	4	外		○
						13	77	1,947	2,992	4,037	H18.2.1 (R1.10.1)	88.0	3	内		○
50 ~ 100	275	100 ~ 500	352	500 ~	396			1,815	2,557	3,300	H11.4.1 (R1.10.1)	123.2	3	内		○
								2,200	3,300	4,400	H21.3.1 (R1.10.1)	115.5	3	内	○	○
								1,980	2,970	3,960	H16.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○
								2,310	3,465	4,620	H19.4.1 (R1.10.1)	110	3	内	○	○
500 ~	365					13	70	2,409	3,701	4,994	H18.5.1 (R1.10.1)	80	4	外		○
						13	100	2,420	3,575	4,730	H13.5.1 (R1.10.1)	88	4	外		○
						13	150	2,552	3,778	5,005	H24.4.1 (R1.10.1)	130	3	外	○	○
100 ~ 500	328	500 ~	398					1,987	3,038	4,088	H30.4.1 (R1.10.1)	75	3	外		○
41 ~ 50	253	51 ~ 100	308	101 ~ 1,000	330			2,090	3,080	4,070	H23.4.1 (R1.10.1)	128.7	4	内	○	○
				1,001 ~ 5,000	341											
				5,001 ~	165											
								2,266	3,399	4,532	H12.4.1 (R1.10.1)	165	4	外	○	○
								2,079	3,124	4,306	H12.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○
								1,881	2,843	3,943	H8.10.1 (R1.10.1)	158	3	外		○
300 ~ 600	423.5	600 ~ 1,000	484	1,000 ~	517			2,035	3,162	4,290	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ~ 200	401.5	200 ~ 500	442.2	500 ~	484			2,310	3,437	4,565	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
220 ~ 320	495	320 ~	539					2,255	3,575	4,895	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ~ 300	319	300 ~ 500	363	500 ~	399.3			2,051	2,926	3,800	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○
100 ~ 500	404	500 ~	441					1,040	1,870	2,690	H8.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○

下水道使用料一覧表（公共下水道）

区分 団体名	処理区域 内人口 (人) R5.3.31	基本料金 (円)	基本 水量 (m ³)	超 過 料 金 (円/m ³)										
				10m ³ 以下	11m ³ 20m ³	21m ³ 30m ³	31m ³ 40m ³	41m ³ 50m ³	51m ³ 80m ³	81m ³ 100m ³	101m ³ 500m ³	501m ³ 1,000m ³	1,001m ³ 2,000m ³	2,001m ³ ～
千葉市	883,197	(基本使用料)580	0	～5m ³ :15 6～10m ³ : 17	111	152	188	229	267	297	329	359		
銚子市	26,536	500	0	80	143	156	184	190	210					
市川市	381,900	925	10		147	167	198	239	289	335	383	432		
船橋市	588,625	690	0	31	101	165	230	275	295	320	335	380		
館山市	5,500	1,270	10		139	151	179	220	247					
木更津市	76,393	2ヶ月 880	0	70.4	～60m ³ 140.8			165	～300m ³ 192.5	～600m ³ 225.5 ～1,000m ³ 269.5	305.8			
松戸市	439,612	1,060.40	10	140.80	178.20	210.10	308.00	～200m ³ 372.90	201m ³ ～ 486.20					
野田市	109,481	900	10	-	120	135	158	203	252	307				
茂原市	30,617	家事用1,300	10		150	170	190	210	230					
		業務用1,500	10		180	200	220	240	260	280	300			
成田市	101,790	880	10		110	121	137.5	159.5	192.5	225.5				
佐倉市	157,572	1,118	10		113	139	179	212	232	246				
東金市	24,123	1,148	10		132	143	161	178	195	218				
旭市	6,615	2ヶ月 2,400	20	-	130	～60m ³ 140		160	～200m ³ 180	200	220	240		
習志野市	167,297	1,032	10		116	170	234	315	390					
柏市	392,523	543	0	46	114	136	183	233	292	351				
市原市	177,242	850	10		110	139	161	178	193	252	～2,500m ³ 274	2,501m ³ ～ 293		
流山市	195,221	990	10		121	148.5	181.5	214.5	～200m ³	258.5	200m ³ ～	313.5		
八千代市	189,580	570	0	32	102	133	182	246	317					
我孫子市	110,722	990	10		124	131	151	192	261	358				
鎌ヶ谷市	77,540	953	10		150	195	248	293	328	364	402	442		
浦安市	170,137	780	10		90	102	114	126	138	150	168			
四街道市	84,786	924	0	33	132	154	176	209	231	253	275			
袖ヶ浦市	44,677	2ヶ月 2,158.20	20	-	126.5	～60m ³ 148.50		172.7	～300m ³ 188.10 ～500m ³ 205.70	224.4				
八街市	19,195	1,320	10		143	165	176	187	198	209				
印西市	89,526	900	10		108	120	138	150	176	189	203			
白井市	45,484	990	10		121	143	159.5	176	198	501～5,000m ³ : 220 5,001m ³ ～: 253				
富里市	33,066	1,100	10		121	143	160.6	191.4	206.8	235.4				
香取市	21,908	1,100	10		120	150	180	220	220					
大網白里市	24,954	1,500	0	25	155	180	200	210	220	240	260			
酒々井町	17,610	891	10		137.5	148.5	159.5	192.5	236.5	280.5				
栄町	16,752	1,000	10		130	140	150	160						
芝山町	1,612	(一般家庭・公益施設等) 2,000 (公共施設) 4,000 (芝山工業団地) 20m ³ まで 4,000		【定額制】(一般家庭(水道水以外の水))一人当たり 500円/月 (事業所等)200円/月 【従量制】(芝山工業団地)20m ³ を超える 200円/m ³ (一般家庭(水道水))10m ³ を超える 100円/m ³										
長生村	4,955	1,000	10		120	140	160	180	210	240				
君津富津広域 下水道組合	58,593	2ヶ月 1,800	20	-	160	～60m ³ 160	～100m ³ 173	～200m ³ 200	～600m ³ 226	～2000m ³ 239	253			

※消費税の転嫁方法欄

料金表の中に消費税を含む場合(内税) 内
 料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) 外
 その他の場合 他

10m ³ 当月使用料 (円)	20m ³ 当月使用料 (円)	現 行 料 金 適 用 年 月 日 (消費税転嫁のみ による料金改定)	受益者 負担金 (円/m ³)	消費税の 転嫁方法	水洗化率 (%) R5.3.31	備 考
740	1,850	H26.4.1 (R1.10.1)	※	外	99.8	※ 200・230円の2種類
1,430	3,003	H31.1.1 (R1.10.1)	500	外	80.5	
1,017	2,634	R5.4.1 (R1.10.1)	250	外	92.2	
1,100	2,211	R2.7.1	300※	外	94.6	※ 調整区域は380円
1,270	2,660	H21.4.1 (R1.10.1)	600	内	86.1	
1,144	2,552	H19.10.1 (R1.10.1)	※	内	87.9	※ 500・600・700円の3種類
1,060	2,468	H19.4.1 (R1.10.1)	700	内	96.8	
990	2,310	H22.4.1 (R1.10.1)	※	外	93.5	※ 600・650・700・950円の4種類
1,430	3,080	H10.4.1 (R1.10.1)	※	外	93.0	※143.6・208・748・1310・1450・2000円の6種類
1,650	3,630					
880	1,980	H12.4.1 (R1.10.1)	※	内	97.6	※ 182・230・255円の3種類
1,229	2,472	H29.7.1 (R1.10.1)	433	外	98.7	
1,262	2,714	H22.4.1 (R1.10.1)	550	外	92.0	
1,200	2,500	H11.4.1 (R1.10.1)	800	外	73.7	
1,032	2,192	R1.10.1	510	内	98.0	
1,003	2,143	H24.5.1 (R1.10.1)	※	外	91.2	※110・364・464・479・484・530・615・700円・1,050円の9種類
930	2,140	H31.4.1 (R1.10.1)	480	外	95.3	
990	2,200	H17.10.1 (R1.10.1)	※	内	93.5	※ 620・650・1000円の3種類
979	2,101	H27.7.1 (R1.10.1)	308	外	99.2	
1,089	2,453	R4.4.1	400	外	99.2	
1,048	2,698	H20.4.1 (R1.10.1)	※	外	91.3	※350・440・450・480・530・660・680・700円の8種類
780	1,680	R1.10.1	300	外	98.0	
1,254	2,574	R5.4.1	413	内	95.4	
1,079	2,344	H23.10.1 (R1.10.1)	※	内	97.5	※ 260・450・690円の3種類
1,320	2,750	H22.4.1 (R1.10.1)	※	内	94.0	※ 440・610円の2種類
990	2,178	H26.4.1 (R1.10.1)	※	外	99.4	※ 114～554円
990	2,200	H19.4.1 (H26.4.1)	※	内	99.3	※ 50～900円
1,100	2,310	H18.7.1 (R1.10.1)	※	内	96.4	※ 30・350・400・550・600の5種類
1,100	2,300	H20.10.1 (R1.10.1)	400	外	82.7	
1,750	3,300	R4.4.1	550	外	97.7	
891	2,266	H9.6.1 (R1.10.1)	※	内	97.4	※ 265・289・351円の3種類
1,000	2,300	H6.4.1 (R1.10.1)	※	外	98.4	※ 450・470円の2種類
		H16.12.20	※	外	92.9	※ 250,000円/公共汚水ます1基
1,100	2,420	H8.3.11 (R1.10.1)	※	外	81.3	※公共ます1個当たり、水道メーター口径が25mm以下の場合450,000円、30mmの場合648,000円、40mmの場合1,152,000円、50mmの場合1,800,000円、75mmの場合4,050,000円、100mmの場合7,200,000円、150mm以上の場合 村長が別に定める額の7種類
900	2,500	H29.9.1 (R1.10.1)	※	外	90.8	※ 465・640・660・705円の4種類

下水道使用料一覧表（農業集落排水）

（令和6年1月1日現在）

区分 団体名	処理区域内人口 (人) R5.3.31	料金体系	基本料金 (円)	基本料金以外の料金 (円/月)	分担金 (千円)	消費税の 転嫁方法	水洗化率 (%) R5.3.31
千 葉 市	6,611	定 額 制	1,330	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 435 (事業所等) 処理対象人員費一人当たり 435	一 公 共 樹 100	外	83.3
茂 原 市	6,639	水 道 料 金 制 進 進 制	10m ³ まで 1,600	10m ³ 超20m ³ 以下 190 20m ³ 超30m ³ 以下 220 30m ³ 超40m ³ 以下 250 40m ³ 超50m ³ 以下 280 50m ³ 超 300	一 戸 500	外	89.6
成 田 市	2,552	定 額 制	2,200	(一般家庭) 世帯一人当たり 550 (事業所等) 従業員一人当たり 550	一 戸 200	内	63.5
佐 倉 市	240	定 額 制	10m ³ まで 1,118	10m ³ 超20m ³ 以下 113 20m ³ 超30m ³ 以下 139 30m ³ 超50m ³ 以下 179 50m ³ 超100m ³ 以下 212 100m ³ 超 232 ※ただし世帯人員一人当たり3人 までは月8m ³ 、4人からは4m ³ とみ なす	一 戸 415	外	91.7
東 金 市	3,968	従 量 制 進 進 制	10m ³ まで 1,148	10m ³ 超20m ³ 以下 132 20m ³ 超30m ³ 以下 143 30m ³ 超50m ³ 以下 161 50m ³ 超100m ³ 以下 178 100m ³ 超500m ³ 以下 195 500m ³ 超 218	一 戸 500	外	84.1
旭 市	1,662	定 額 制	1,700	(一般家庭) 世帯一人当たり 400 (事業所等) 処理対象人員一人当たり 400	一 戸 420	外	71.6
市 原 市	444	定 額 制	1,700	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 処理対象人員一人当たり 500	(一般地区) 一 戸 250 (高滝ダム上流地区) 一 戸 100	外	86.7
君 津 市	226	従 量 制 進 進 制	2ヶ月 20m ³ まで 2,000	20m ³ 超40m ³ 以下 110 40m ³ 超60m ³ 以下 120 60m ³ 超100m ³ 以下 130 100m ³ 超300m ³ 以下 150 300m ³ 超500m ³ 以下 170 500m ³ 超 190	一 戸 170	外	91.6
袖 ヶ 浦 市	4,055	従 量 制 進 進 制	2ヶ月 20m ³ まで 2,158.20	20m ³ 超40m ³ 以下 126.50 40m ³ 超60m ³ 以下 148.50 60m ³ 超100m ³ 以下 172.70 100m ³ 超300m ³ 以下 188.10 300m ³ 超500m ³ 以下 205.70 500m ³ 超 224.40	(袖ヶ浦東部地区) 一 戸 130 (松川地区) 一 戸 220 (平岡地区) 一 戸 240	内	80.1
香 取 市	2,888	定 額 制	2,000	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 処理対象人員費一人当たり 500	一 戸 100	外	87.2
山 武 市	4,828	従 量 制 水 道 料 金 比 定 額 制 の 他	— 2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 1m ³ 当たり 150	(茨城県、徳毛本郷、大平地区) 一 戸 250 (大富地区) 一 戸 300	外	73.9
大 網 白 里 市	1,775	従 量 制 進 進 制	1,500	1m ³ 超10m ³ 以下 25 11m ³ 超20m ³ 以下 155 21m ³ 超30m ³ 以下 180 31m ³ 超40m ³ 以下 200 41m ³ 超50m ³ 以下 210 51m ³ 超100m ³ 以下 220 101m ³ 超500m ³ 以下 240 501m ³ 超 260	一 戸 400	外	86.8
多 古 町	2,419	定 額 制 従 量 制	2,000	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 汚水1m ³ 当たり 160	一 戸 100	外	64.2
九 十 九 里 町	2,332	従 量 制 進 進 制	10m ³ まで 1,400	10m ³ 超20m ³ 以下 150 20m ³ 超30m ³ 以下 160 30m ³ 超40m ³ 以下 170 40m ³ 超50m ³ 以下 190 50m ³ 超 210	一 戸 300	外	81.5
芝 山 町	929	定 額 制	2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 従業員一人当たり 200	一 戸 250	外	93.4
横 芝 光 町	604	水 道 料 金 比 定 額 制	2,000	一人当たり 500 1m ³ 当たり 150	一 戸 200	外	86.3
一 宮 町	2,853	定 額 制 従 量 制	2,640	(一般家庭) 一人当たり 660 (事務所等) 1m ³ 当たり 198	一 戸 650	内	100
睦 沢 町	473	定 額 制 従 量 制	2,200	(一般家庭) 一人当たり 550 (事務所等) 1m ³ 当たり	一 戸 325	内	93.0
長 柄 町	750	定 額 制 従 量 制	2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 1m ³ 当たり 150	一 戸 300	外	85.5
長 南 町	2,985	定 額 制 従 量 制	2,200	(一般家庭) 一人当たり 550 (事務所等) 1m ³ 当たり 132	一 戸 420	内	87.9

※消費税の転嫁方法

料金表の中に消費税を含む場合(内税) 内
 料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) 外
 その他の場合 他